

(平成24年4月1日スタート)

# 津幡町環境美化条例

この条例は、ポイ捨てやごみの持ち去りなどの迷惑行為および周囲の生活環境を害するような空き地やペットの不適正な管理を禁止し、町・町民・事業者が一体となって取り組む事項を定めることで、清潔で快適なまちづくりを推進するためのものです。

この条例の趣旨をご理解いただき、皆さまのご協力をお願いします。

## ●禁止事項

- 空き缶等ごみのポイ捨て
- 空き地・空き家の不適正な管理
- 空き缶等ごみの回収容器の不適正な管理（事業者対象）
- ふんの放置などペットの不適正な管理
- 町が指定した者以外によるごみの持ち去り



ポイ捨てやふんの放置防止に関しては、町が委嘱する「ポイ捨て等防止指導員」が啓発活動等を行います。

## 注意！

上記禁止事項に関する改善命令に従わない場合は5万円以下の過料、また立入調査を正当な理由なく拒んだ場合は1万円以下の過料が科せられます。  
※過料については平成24年10月1日から適用が開始されます。

「自分一人くらいなら、この程度なら大丈夫」という身勝手な行動が私たちのまちを汚してしまいます。

一人ひとりがマナーを守り、きれいで快適なまちをつくりましょう。

## 津幡町ポイ捨て等防止指導員について

津幡町環境美化条例の制定・施行に伴い、町民（各地区防犯委員）の方から町長が「ポイ捨て等防止指導員」を委嘱します。

### ●ポイ捨て等防止指導員の主な活動

- 各地区におけるポイ捨て等防止パトロール
- チラシ配布など啓発活動への協力
- 不法投棄に関する情報の収集および町への情報提供

なおポイ捨て等防止指導員は活動中、「津幡町環境美化指導員」の名前が入った腕章を身につけています。

また腕章は身につけていませんが、指導員以外に各地区防犯委員の方々にもご協力をいただいております。

きれいなまちづくりのため指導員の活動にご理解とご協力をお願いします。



腕章

### ○指導員の活動の様子



H24.9.16 津幡地区



H24.10.7 中条地区



H24.10.28 俱利伽羅地区

きれいなまちづくりのため、美化条例および  
指導員の活動へのご理解とご協力をお願いします。